

〔論文〕

保育における養護

—1930年代後半から1940年代前半の雑誌『保育』を手がかりに—

田中まさ子

名古屋学院大学スポーツ健康学部

要旨

本研究の目的は、これまで探究される機会が少なかった保育における養護について、その語並びに語概念の導入と変遷を論考することにある。この目的のため本稿では、1930年代後半から1940年代前半の保育雑誌記事を手がかりに、当時の養護観を探求した。その結果、身体保育への注目とともに養護への関心が高まったこと、学校保健に関する養護観と教育学に由来する養護観が混在したまま終戦に向かったことが明らかになった。

キーワード：保育，養護，月刊雑誌『保育』

Conception of Yougo in Early Childhood Care and Education

—Focusing on *HOIKU* in the Pre-War Japan—

Masako TANAKA

Faculty of Health and Sports
Nagoya Gakuin University

発行日 2016年1月31日

I. 研究の目的

本研究の目的は、保育における「養護」の語並びに語概念の導入と変遷を辿りつつ、保育の構造を探求することにある。本稿では、保育における養護を初めて取り上げた朝原梅一の『幼稚園・託児所保育の実際』（1935年）以降の養護観について、1930年代後半から1940年代前半の保育の動向を踏まえながら論考する。

乳幼児を対象とする保育は、養護と教育という二つの作用を一体的に実践するものとみなされてきた。換言すると、養護と教育は保育にとってともに不可欠の作用である。しかし、保育における養護並びに教育とは何か、両者の一体化とは何か、それは両者がどのような関係にあることなのか等々、深めるべき課題は多い。

保育における養護と教育の関係性を概観すると、三つの考えに整理できる。一つは、養護の基盤の上に教育が成り立つという考えである。この考えによれば、十分に養護が行き届いた環境の下でこそ乳幼児は安心して生活し、自己を十分に発揮して教育の実現に繋がることになる。この関係性は、現行の『保育所保育指針』に顕著に見られる。指針によれば、保育は、まず保育者が乳幼児の生命の保持と情緒の安定を図り、そのもとで乳幼児の主体的な生活の形成、人への信頼感や環境への適応力、認知的能力、表現力そして感性が育まれるという構成になっている。この考えは、基本的生活習慣の形成が主要な課題である乳幼児期の保育において理解されやすい。ただし、この構図を強調すると、教育内容の5領域とは別個に養護という領域が存在するような誤解を招く恐れがある。また、養護があたかも保育所保育に限定されているような誤解も生じる。それによって、幼稚園が教育で保育所は養護という単純化がいまだにあるのも事実である。

二つ目は、教育作用の中にすでに養護的作用が含まれているという考えである。確かに、養護なる語の源流は日本における近代教育学の系譜の中にあり、学校教育は教育職としての養護教諭を誕生させ、児童の心身の保健や衛生に関わってきた。保育の分野では、戦後、幼稚園が学校教育法の中に組み入れられた際、その立役者であった倉橋惣三（1882～1955）は「学校教育法における幼稚園」と題した論説を書いた。その中で彼は、「幼稚園は教育事業である。これをはっきり言っておかなければ幼稚園が死んでしまう。」¹⁾と前置きしながらも、なぜ学校教育法下の幼稚園が「幼児を教育し」ではなく「幼児を保育し」とあるのかを論説して、保育における養護面の重要性を訴えた。倉橋と言えば、戦前の「幼稚園令」発令の頃、幼稚園に対する社会的機能拡大の要望が高まり、幼稚園に当時の託児所の役割を担わせようとする動きがあった時には、幼稚園の教育的機能が損なわれることの懸念を強く訴えた人物である。しかし、戦後は逆に、学校教育法下に置かれた幼稚園に対して、相手が幼児であるからには「ケヤーまを忘れてはならない」²⁾と忠告した。保育所も同様であると言う。同じ論説の中で、倉橋はケヤーを「細やかに世話すること」³⁾と言い換えている。それは、大人からの一方的な世話ではなく、対象の要望や状況を細やかに受けとめることから始まる。ただ倉橋の本意は、乳幼児であるか否かという対象の未熟さや年齢にあるのではない。彼は、教育という行為を人間的な結びつきであり人格に触れることとし、だからこそ対象に対してきめ細やかに配慮することなくして教育はできないと考える。倉橋にしてみれば、それ自体も子どもの成長を支える教育に他ならない。

その意味で、倉橋にとって子どもへの関わりはすべて教育でなければならなかった。養護を含んだ教育でなければならなかった。教育を欠落させた子どもへの関わりに対して、倉橋は常に厳しい批判を向けていた。しかしその倉橋も、養護と教育を一体化させるための具体的な手立てを提言していないことに関しては、厳しい批判を受けている⁴⁾。

しかしながら、倉橋がここで養護という語を使わず、あえて「ケヤー」としたのはなぜか。おそらく、戦後再出発しようとする幼稚園に対して、旧来の語を用いるよりも人間的な交わりを重視し幼児への敬愛を込めた言葉としてケヤーを選んだのであろう。それ以上に、養護の語概念が戦前から戦後へと未整理のまま継承されてきたことへの警戒から、この語の使用を避けたのではあるまいか。これは、本稿の論考に関わることでもある。

三つ目に、養護と教育の関係を両義的に捉える考え方がある。その代表が鯨岡峻である。彼は保育を、保育する側である保育者の主体性と保育される側の子どもの主体性という関係性で捉えようとした。鯨岡の言う主体とは、自己を第一に考える存在でありながら同時に他者の存在を求め他者を認めようとする、人間に備わった根源的な両義性を持つものである。従って、保育自体もその両義性に対応する作用でなければならない。それが、子どものありのままを受け入れる養護の作用並びに発達に向かうように誘い導く教育の作用である。また鯨岡は、養護を子どもの現在の「ある」を受けとめる作用とし、教育をこれから変容していく「なる」を引き出す作用であるとも表現している。この考えからすれば、養護並びに教育は一部の領域や内容を言うのではなく、保育という営み全体に浸透している働きでなければならない。

今一つ注目しておきたいのは、鯨岡が養護を身体面の事がらに固定化していない点である。養護という語は身体面に限定して使用されることが多いが、彼は心の養護という意味に捉え直すことを訴えた。心の養護とは「あくまでも子どもの思いに寄り添い、それを尊重し、子どもが自信や安心感や満足感を持って生きていけるように子どもを支える」⁵⁾ことである。「心の養護」という新しい養護観は、鯨岡のみならず、激変する社会の中の子どもを案じた保育関係者が1980年代頃から使い始めたようである⁶⁾。

以上、保育における養護と教育の関係について概観した。しかし、保育という作用が、養護と教育から成り立っているという長らく馴染まれていた考えは、ここにきて問い直しを余儀なくされた。言うまでもなく2015年4月に本格実施した子ども・子育て支援制度である。この制度に対しては、日本の幼稚園・保育所が、それぞれ育んできた保育並びに保育文化を豊かに融合する機会として期待する声がある。また、小規模の地域型保育を含め保育全体の質の向上を図る契機として歓迎する考え方もある。その一方で、本制度が保育と教育を分けて使ったことについて、混乱を招くと危惧する声もある。保育という養護と教育の一体的な作用に亀裂が入ることを懸念した山内紀幸は、新制度が、待機児童解消や子育て支援の枠を超えて、歴史的に積み上げられてきた保育概念を崩壊させる契機を持つものであると言う⁷⁾。結論として山内は、保育学研究者並びに実践者が、従来の保育概念を継承しつつ探求を深めることを提唱する。同時に、現在急速に進んでいる教育制度改革を視野に入れて、「保育」と「教育」が新たな関係性を模索していく時代に入ったと示唆している。いずれにせよ、最も避けるべきは、養護か教育かあるいは教育か保育かという優劣を競うような不毛な議論に陥ることであ

ろう。本研究は、こうした状況を意識しながら、保育における「養護」概念を歴史的に把握することを試みる。その作業を通して、養護と教育の一体化についての探求を深めたいと考える。

さて、冒頭で触れたように、本論では1930年代から1940年代の保育の動向を踏まえつつ、雑誌『保育』の記事から養護概念を検証する。言うまでもなく、この時代に日本は太平洋戦争へと突き進んでいったのであるが、保育の分野では、幼稚園の社会的機能の拡大論、その延長である幼保一元化論、私的慈善事業から国家の責任へと発展した児童保護論、その対極にある乳幼児の人的資源論等が活発になった。これらの議論は戦後の保育にも引き継がれた。そして、厚生省（現・厚生労働省、以下同じ）社会局児童課と文部省（現・文部科学省、以下同じ）教育審議会が設置された時期でもある。

保育実践者で研究者でもあった朝原梅一（1888～1959）が、著書『幼稚園・託児所保育の実際』の中で養護について論述したのが1935年であった。これが、保育における養護論の端緒とされる。朝原が、この時期に保育における養護を論じなければならなかった要因の一つに、「託児所令」の頓挫があると推測できる。1926年に「幼稚園令」が発令された後、「託児所令」の発布も関係者から切望されたが実現しなかった。さらに、東京府社会事業協会幹事の岡弘毅が、1930年の第2回全国児童保護事業会議において、私案「託児所令制定要綱案」を提出した後も状況は変わらなかった。しかし、既存の幼稚園令では託児所の実態に沿わないだけでなく、子どもの園生活そのものに偏りをもたらす。こう判断した朝原は、既存の幼稚園令を修正するかたちで幼稚園・保育所に共通する内容として、養護の必要性を提言したのではないだろうか。彼は、「幼稚園令」が示した保育項目だけでは園生活は不十分であるとし、「養護の方法も加えねばならぬ」⁸⁾と述べて、養護が幼保双方の保育の基礎となることを主張した。朝原の養護論については、すでに詳細に考察したので参照していただきたい⁹⁾。

本稿は、この朝原以降の養護論の展開を考察するのが課題である。そのために取り上げたのが月刊雑誌『保育』である。『保育』は、1936年6月に結成した全日本保育連盟の機関誌として、1937年に創刊された。保育雑誌を研究対象として取り上げる理由は、養護に関するコストがまだ存在しなかった当時あって、保育雑誌がその代替の役割を果たしたと見るからである。雑誌には多数の執筆者がそれぞれの立場から意見・情報を寄せるが、それらの片々とした記事を集約することによって、その時代の養護観を浮かび上がらせることが期待できる。また、全日本保育連盟は初めての全国的な保育団体であったため、その機関誌は当時の状況を伝える一つの手段として妥当であると考えられる。養護は『保育』の中でどのように語られたのか、本誌を通して当時の養護概念に迫りたい。

II. 月刊雑誌『保育』の創刊と身体保育

『保育』は、1937年4月に創刊され1944年5月に中断した後、戦後に復刊を果たした月刊雑誌である。雑誌発行の母体は、全日本保育連盟で1936年6月に結成された。当時は、1896年設立の日本幼稚園協会（設立当時はフレーベル会として発足）、1897年設立の関西保育連合会（設立当時は京阪神三市連合保育会として発足）があったが、全日本保育連盟は日本の保育史上、初めての全国的な保育団体と目される。結成の中心人物は西村真琴（1883～1956）で初代理事長に就任した。西村は、「わが国保育史上の異色の存在」¹⁰⁾と言われる通り、その経歴は異彩を放っている。彼はもともと自然科

学者であり、北海道帝国大学教授の要職を辞して保育の振興に尽力した人物である。彼の人脈の広さは、全日本保育連盟結成に参集した多彩な面々からも分かる。例えば倉橋惣三、土川五郎、久留島武彦、岸辺福雄、長田新、生江孝之等々、当時の保育・児童福祉分野を牽引していた人々が本会の役員や執筆者となった。また本誌が、大阪毎日新聞社社会事業団の後援を受けていたことも全国的な普及に繋がった。

本誌の特色は、そのキャッチコピーが「先生とお母さまの雑誌」とあることから窺えるように、幼稚園・保育所の保育者、保育関係者とともに、家庭で子育てをしている保護者も対象とした点であった。そのため、育児用品や遊園地、百貨店の広告を載せる等、雑誌全体の装丁や内容に親しみを感じる工夫がなされている。先発の保育団体であった日本幼稚園協会や関西保育連盟の機関誌が保育者の研究や研修を主たる内容にしていたのとは違っていた。『保育』は保育の専門性ととも到大衆性を併せ持っていた¹¹⁾。そして最も大きな特色が、子どもの保健・健康面に関する内容を充実させた点である。これについて次に触れておく。

1930年代から1940年代の保育分野で多彩な議論や動きがあったことはすでに述べたが、ここでもう一つ、身体保育への注目があったことを加えたい。その一端を教育審議会答申に見ることができる。教育審議会は1937年に設立され、諮問「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」に対する答申を1938年に行った。その中の「幼稚園ニ関スル要綱説明」を集約したのが次の4点である。

幼稚園ニ関スル要綱

- 一 幼稚園ノ設置ニツキ一層奨励ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲ認ムルコト
- 二 幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健並躰ヲ重視シテ之ガ刷新ヲ図ルコト
- 三 保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニカムルト共ニ其ノ待遇改善ヲ図ルコト
- 四 幼稚園ト家庭トノ関係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会的機能ノ發揮ニカメシムルコト¹²⁾

(下線は引用者、以下同じ)

上記の4点のうち、保育内容について具体的に説明しているのが「二 保健並躰ヲ重視」である。これが身体面の保育に関心が高まる契機となった。しかし、真のねらいは保育内容全体の見直しであろう。従来の幼稚園は知育偏重の傾向があり、かねてから教育関係者らの批判があった。同答申の「幼稚園ニ関スル要綱説明」においても次のような箇所がある。

幼稚園ノ任務ハ申ス迄モナク幼児ノ身心ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ、家庭教育ヲ補フコトニ在ルノデアリマスガ、将来一層ノ斯克ノ如キ保育内容ノ刷新ヲ期スルコトトシ、純真ナル性情ノ涵養ト共ニ一層幼児ノ保健養護ニ留意シテ強健ナル身体ノ基礎ヲ作ルニ努メ、知的負担ヲ多クスルガ如キハ厳ニ戒ムベキデアリマス¹³⁾。

もちろん、戦時体制下の身体強化策や人口資源論も背景にあったのだが、要綱説明は、これまで知育偏重の中で見落とされる傾向にあった子どもの身体面へ注意を喚起した。本研究の課題である保育における養護も、明治期以来の幼稚園の在り方に対する批判とその反映である身体面への注目が高まる中で、浮上したと捉えることができる。しかし月刊『保育』に関して言えば、この「要綱」に先駆けて創刊当初から身体保育重視の立場を表明していた。早くも第2号で「身体保育論特集」を組み、大阪帝国大学教授で同附属病院小児科医長であった笠原道夫らに執筆させているのがその証左である。笠原は、小学校の学校衛生に対応する「保育衛生」の実施を提言し、屋外保育や運動的な要素を含んだ遊びを推奨した¹⁴⁾。また西村真琴は、第11号(1938年)の巻頭言で、次のように述べて本誌の目指すところを表明している。

巻 頭 言

西村 真琴

保育事業は義務教育と共に国家の大事業である。一口に国民力というが、その内容は極めて複雑である。それにしても第一指を健康に屈せねばならない。戦地における義勇奉公も、銃後における健闘も挙げて健康を基調とする。再言すれば保育事業は義務教育を完からしむる上にも、前哨戦とみるべきで、優良なる国民の養成は先づこの保育事業に出立すべきである。しかるに在来斯業に対する政府の関心は、いまだ物足らざるの感を免れなかったが、近来壮丁の体質低下と共に、俄かに体位向上が喧伝され、ひいては保育事業のゆるがせにすべからざるを気づくに至った¹⁵⁾。

上掲文からは、時代の要望をいち早く把握した本誌の編者西村真琴の自負が窺える。そして本誌には、子どもの健康、体育に関する記述が多く掲載されることとなった。

さて、本誌の主な執筆者は、①教育学者・大学教授、②幼稚園・保育所の園長・主任、③医師、④市町の保健衛生担当者・社会事業担当者、⑤その他である。また、毎号の構成は、①論説、②育児に関する情報、③保育行政への要望・建議、④保育案の紹介、⑤保育実践報告、⑥雑報等、である。

本研究では、上記の①論説に該当するものを選び、その中で養護について触れた記事を考察の対象とした。さらに単発的な掲載ではなく、執筆者の考えがある程度まとまって開陳される連載記事に焦点を当てた。その結果、安間公観、長田新、小川正道の3氏の連載記事が考察の対象となった。以下、順次論考していく。

Ⅲ. 「養護」に関する論説の検討

1. 安間公観の養護論

最初に、雑誌『保育』の初期において「身体保育論」を唱え、その中で「養護」について触れた安間公観の論節を考察する。安間は愛知県岡崎市の早蕨幼稚園長であったが、海外視察の経験があり視

察を通して幼稚園における安全や衛生、体育に関する新しい知識を吸収した。また、全日本保育連盟総主事を務めた。本誌第11号「巻頭言」で、西村によって身体面への傾注が謳われたことは先に述べたが、安間はそれを進展させるかたちで、第11号から第13号（1938年3月～5月）において、「身体保育を語る」シリーズを執筆した。

まず、シリーズ第1回の「身体保育を語る」（第11号）では、冒頭で「身体保育こそは即ち幼稚園保育の根幹をなすものであって、畢竟善良なる性情の陶冶も、この正しい礎石の上に建てられるものである。」¹⁶⁾と述べている。この一文には、二つの主張が含まれている。すなわち「身体保育は幼稚園保育の基本」であり、それは「善良なる性情の陶冶の礎石」という2点である。どちらかと言えば、後者が最終的な目的であり、前者はその方途という関係性が窺える。「善良なる性情の陶冶」とは「幼稚園令」第1条にある幼稚園教育の目的「善良ナル性情ノ涵養」を意識したものであることは容易に理解できるが、安間が何を以て「善良なる性情」としたのかについては触れていない。冒頭の主張以降は専ら身体保育についての論述を進めており、その中に身体養護の語が見える。例えば、次の通りである。

身体養護こそは、輝かしい明日の日本の健康日本を建設する¹⁷⁾

身心ともに人間一生の土台を構成するのは幼児期であるから、この時代の身体養護こそ実に大切である¹⁸⁾

しかし、安間の書きぶりは、身体保育や身体養護といった語を必ずしも順序立てて使用するでもなく、明確に定義するでもないので、文面全体からそれぞれの意味や相互の関係を読み解く必要がある。

まず、安間の言う身体保育とは、保育を実践するにあたって幼児の身体面の健康を正しく観察し、速やかに異常に気が付き、日常の様々な場面において適切な指導を行うことである。それは、保育者の衛生に関する医学的知識によってもたらされる。これを安間は、幼稚園衛生もしくは保育衛生と称している。そして、保育者が衛生に関する十分な意識や知識をまだ持ち合わせていないことを指摘する。安間の意識にあったのは、当時、小学校で急速に進展した学校衛生であった。それに比べて、幼稚園・保育所における衛生思想やその実践の遅れが目立ったのであろう。安間は幼稚園衛生ということを最も重視し、身体保育及び身体養護を実施する基本と見ていた。幼稚園衛生について、安間が特論を展開する箇所が彼が考える身体保育、身体養護、そして幼稚園衛生の相互関連が見えてくる。次にその部分を引用する。

身体保育は、身体的欠陥のある幼児に対しては、すみやかにそれを矯正し、健全なる幼児にあっては、その身体養護と健康陶冶の万全を期するところにあらねばならぬ。故に、身体保育は、とりも直さず、幼稚園衛生の完全なる発達によってその目的が達せられるものであろう。

幼稚園衛生は、学校衛生の如く、園舎、設備、保導、またこれを別に分類するならば、飲食、衣服、運動——それに保育項目の一つひとつにしても、保育衛生の基礎がなくてはならない。この全般的幼稚園衛生が完全に行われることによって、身体保育もまた完全に行われるわけである¹⁹⁾。

掲出文によれば、身体保育は身体養護と健康陶冶を含んだ幼児の身体育成に関わる働きかけである。換言すると、養護は身体保育の一部分である。身体養護と健康陶冶の概念上の区分は、掲出文からは読み取れないが、おそらく前者は保護的側面であり後者は健康増進のための鍛錬的な取り組みではないだろうか。この両者を確実に実行することによって、身体保育も完全に行われることになる。そのためには、最新の幼稚園保育に関連する衛生思想や知識を習得し実施することが肝要であるというのである。

身体保育に関する表明はこのシリーズ第1回で終了し、続く第2回、第3回は保育実践のための具体的な内容となる。「身体保育を語る(2)」では、保育室の机やイス、滑り台やブランコ等の屋外遊具について触れ、単に楽しい遊具であるだけでなく、幼児の身体、皮膚、骨格にまで留意して選出するよう提唱している。シリーズ最後の「身体保育を語る(3)」では「遊戯論」が中心となる。当時、遊戯は幼児期の情操の涵養や表現力の育成等から論じられていたが、安間は健康や身体能力といった身体保育重視の立場から遊戯の効用を論じている。そのため、屋外での遊びや全身を使った遊び、ヒルの大型積み木の遊びを奨励している。以上、安間のシリーズを見てきた。その中で彼は、養護の語を3回使用していたが、使用したのはシリーズ初回だけであって、シリーズ(2)及び(3)にはなかった。また、3回とも「身体養護」という表現をしており、養護の語を単独では使用していない。

ところで、安間は、本シリーズの執筆以前の1933年から1年間、文部省及び愛知県の囑託として保育事業視察のため渡米、さらに渡欧している。アメリカでは、ロサンゼルス市の保健並びに矯正体育部長であったスペン・クランツ博士から幼稚園の衛生に関する書物を寄贈され、帰国後に訳して1934年に『幼児身體保育の実際』と題して東京同文館から出版した²⁰⁾。序文は、三田谷治療教育院長の三田谷啓並びに東京女子師範学校附属小学校主事の堀七蔵が記した。全194頁で全27章から成る。主たる対象は、幼稚園・保育所の保育者であるが、終章では家庭に向けた健康維持のための諸注意が書かれている。全体の内容は、身体保育を向上させるための諸々の事からである。具体的に言えば、健康調査、伝染病の予防、幼児の身体的精神的疾患、栄養や発育、衣服、日光浴、暖房等々、幼児の生活全般に及ぶ。ただし、欧米の生活が基礎となっているため、当時の幼稚園や一般家庭で全面的に参照するのは難しい。

本書が『保育』における身体保育シリーズの下書きになったのは当然であろう。しかし、本書の中には、身体保護の語はあっても、身体養護の語は出てこない。そのおよそ4年後の身体保育シリーズにおいてようやく登場したのである。以上から見て、安間は養護の語の使用に関して慎重だったと窺える。彼は養護を身体と結びつけ、身体養護として熟語化・固定化させて使用した。そのようにして、養護の意味を限定的に、しかし明確に伝えようとしたのではあるまいか。それは、保育関係者の意識が身体面に向かい始めた時代にあって、養護が身体保育の一部であることを分かり易く定着させていくための方略であったと見ることができる。

2. 長田 新(1887～1961)による養護論

次に、『保育』において最も長期の連載「母のための教育学(1)～(10)」(第17号：1938年9月～第27号：1939年7月)を執筆した長田新の養護論を考察する。

長田はペスタロッチー・フレーベル研究で知られる教育哲学者であり、戦前・戦後を通して教育学の樹立に貢献した。30歳代で沢柳政太郎（1865～1927）の成城小学校創設に加わり、その後、広島高等師範学校教授、広島文理科大学教授を歴任した。1941年に日本教育学会を設立し1947年に初代会長となった。ちなみに、沢柳は1909年に『実践的教育学』を著し、体育論・養護論を論じた。本書は、近代教育学形成期において、最も集中的に健康や保健の問題を教育学の課題として取り上げたとされる²¹⁾。それまでの教育学が、身体の育成を等閑視してきたことへの反論でもある。これに関して、長田が沢柳から何らかの影響を受けていたとしても不思議ではあるまい。

「母のための教育学」シリーズの内容構成は、表1に示した。概言すると、乳児期から青年期の各時期における子どもの発達の特性と教育の役割を論じた連載である。時局を反映して「皇運の扶翼」といった言葉も散見されるが、基本的には子どもの自発性を重んじ、父性と母性によって営まれる家庭教育を描き出しているところはペスタロッチー・フレーベル研究者らしい。また、家庭教育を中心にしているが、それに留まらず学校教育・社会教育に至るまで縦横に教育を語り、最終的には教育立国を目ざすという構想を示した。では、気鋭の教育学者長田は、養護をどのように語っているのだろうか。

「母のための教育学」シリーズで、養護の語が最初に登場するのはシリーズが後半に入った第5回「第

表1 長田新の「母のための教育学」(1)～(10)

第1章 母	第6章 心身の発達と教育
第1節 母の使命	第1節 精神と身体
第2節 教育者としての母	第2節 素質と環境
第3節 母の愛	第3節 精神の作用と教育
第4節 母の教養	第4節 心身発達の段階と教育の時期(以上, 第21号)
第5節 愛と知(以上, 第17号)	第7章 嬰兒及び幼児期の教育
第2章 家庭	第1節 幼児の身体及び精神(以上, 第23号)
第1節 家庭の教育的意義	第2節 嬰兒及び幼児の家庭教育
第2節 家庭の道德教育	第3節 嬰兒及び幼児の知育と情操教育
第3節 父性愛	第4節 幼稚園(以上, 第24号)
第4節 家庭の教育化(以上, 第18号)	第8章 児童期の教育
第3章 教育目的	第1節 児童の身体及び精神
第1節 教育の意義	第2節 児童の家庭教育
第2節 教育の生起	第3節 小学校教育(以上, 第25号)
第3節 国家と教育	第4節 児童の社会教育
第4章 教育方法	第5節 職業の選択
第1節 自発	第9章 青年期の教育
第2節 直観	第1節 青年期の教育の意義
第3節 労働	第2節 心身の発達と教育(以上, 第26号)
第4節 愛護(以上, 第19号)	第4節 青年の家庭教育
第5章 教育精神	第5節 青年期の学校教育
第1節 教育愛	第7節 社会教育
第2節 教育敬	第10章 教育立国(以上, 第27号)
第3節 教育信(以上, 第20号)	

6章「心身発達と教育」の「第4節 心身発達の段階と教育の時期」である。初回から第4回までは、教育の意義・教育の目的・教育の精神といった教育哲学者然とした論説が続き、いささか堅苦しい文章であったが、第5回あたりから家庭教育や子どもの具体的な状況を描写している。

この第4節で、長田は子どもの発達を第1 乳児期、第2 幼児期、第3 児童期、第4 青年期に分け、各時期の特色と家庭教育で留意すべき事がらを記している。長田によれば、乳児期とは生後1歳半から2歳頃までである。また幼児期とは、おおむね2歳前後から始まり、幼稚園時代を中心として小学校の1、2年生頃までを含むと見ている。この二つの時期を通して重要なのが養護である。彼は次のように述べている。

乳児及び幼児の時代は急激な成長の為に身体全部が極めて不安で危険な時期である。故に身体の養護に気を付け、睡眠と食事とに注意し、空気清く、日光の当る処で自由に遊ばせるがよい²²⁾。

掲出文によれば、養護は乳幼児期の身体の発育に関する作用であり、家庭教育の中心をなすものである。しかし、前出の安間のように「身体養護」という熟語化した表現ではなく、「身体の養護」と記述している。「身体の養護」も養護が身体に関わることを説明した言い回しであるが、安間ほど養護と身体を強固に結びつけた表現ではない。

次にシリーズ第7回の第7章第2節「嬰兒及び幼児の家庭教育」で、長田は再び養護を挙げ、養護の具体的な内容を示した後、当時の国策にも触れている。

この時期の教育において先づ力を注ぐべきは養護である。進歩した学理に基づく育児法に依って、衣食住は固より十分の運動と休養を與へ、澁刺として生気に満ちた健康児を育てなくてはならない。勿論母は吾子の産声と共に体育に注意し、死亡率の最も大きな嬰兒期を安全に切り抜けなくてはならない。幼児の死亡率の高いのは、前にも述べたやうに、文明国としての日本の恥である、特に日本女性の恥である²³⁾。

掲出文によれば、養護は旧弊の世話とは違い、近代的な育児法に基づいた保護と適度な運動を備えた乳幼児への作用でもある。また、これまでの「身体の養護」から単独の「養護」へと用語上の変化が見られる。これは、「身体」を付けなくてもその意味が理解されるまでに養護の語の流布が進んだことを示しているのではないだろうか。

なお長田は、この第2節において養護を論じた後に「訓育」を論じているので、養護と比較するために取り上げる。

幼児の訓育においては父母や兄弟が善き模範を示すことに依って、自然的に幼児の善良な品性を養わなくてはならない。而も幸ひ幼児は模倣の本能が強いから、善き模範を示して訓育をするのに都合がよい²⁴⁾。

訓育とは、長田によれば「幼児の善良な品性を養う」ことである。換言すると「徳の養成」であり、何人にも公平な「慈愛の心」である。父母はこれを命令や禁止・賞罰といった方法を避け、模範や暗示を通して育むことが肝要であると述べている。

この第2節「嬰兒及び幼児の家庭教育」では養護、訓育の順で論説がなされ、この時期の家庭教育において養護を優先させているのが理解できる。しかし第4節「幼稚園」に進むと、幼児の精神面の教育が強調され、養護よりも訓育に重点が移り始めている。次の文がそれを示している。

世には幼児は単に動物的のものであるから、その身体を養護すれば事足りると考えるものも
なくはない。併し人間の幼児は単なる動物ではなくて、飽くまで精神的のものである。仮令大人
のそれと趣を異にするにせよ、幼児には幼児の精神生活が厳としてある²⁵⁾。

しかも、その精神生活は、学校のように組織的に課業を強いて指導するのではなく、良い環境の中で生活や遊びを通して培うべきであるとしている。現在の幼稚園教育の基本とされる事がらと何ら変わらない考えである。就中、長田が幼稚園に求めたのは「社会的団体的徳性の涵養」²⁶⁾であった。言わば、社会性、規範意識、協調性の育成といったものである。これこそ家庭教育では困難な事がらであって、幼稚園という集団保育の場においてこそ可能である。長田は幼稚園教育の意義をここに求めている。それも園児相互の自然な園生活によって実現されるとしている。

最後に養護についてまとめて述べているのは、シリーズ第8回「第8章 児童期の教育」においてである²⁷⁾。彼は、児童期を心身ともに比較的安定した時期であり、遊びの他に目的が明確な作業に関心を持ち、読書や自然に親しみ、仲間との交遊を大事にする時期としている。それを踏まえ、「第2節 児童期の家庭教育」の箇所では、家庭で行うべき教育として、まず「一、訓育」を挙げ、次に「二、養護」としている。これは、乳児期では、まず養護があり次に訓育であったとは逆になって入れ替わっている。養護の位置づけを子どもの発達時期に沿って変えていることが分かる。

訓育は、先述したように「徳性の涵養」である。具体的に言えば、道徳性や規律の習得、品性の陶冶、宗教心の養成等である。長田はこれを、示範、賞罰、遊戯特に団体遊戯、作業、報恩感謝を培う行事、交友、祖先の事跡を伝える家風等を通して育成することを奨励している。彼の方法に一貫しているのは、強要や命令・禁止を避け、両親が身を持って範を示すことである。軍国主義の時代にあっても、長田は幼児や児童の主体性に対する尊重を示した。

さて養護については、その内容・方法を「消極的・積極的」の二つに分けて記述している。それを具体的に示したのが、「保護と鍛錬」と「疲労と休息」の二項である。まず、「保護と鍛錬」では、保護を子どもに対する消極的な関わりとし、その内容として衣食住への注意、休息・睡眠、衛生面への細心の配慮を訴えている。他方、積極的な関わりとして、様々な運動を通じた体力の鍛錬について述べている。続く「疲労と休息」もその延長であり、鍛錬の結果としての疲労と保護に関係した内容である休息を区分して記している。そして、自己の疲労について自覚が困難な児童に代わり、疲労と休養のバランスを両親が調整するよう求めている。長田は養護を消極的・積極的と分けて論じているが、これは必ずしも彼独自の見解ではなく、日本の近代教育学における養護の歴史にも関連するものであ

る。この点は、後述する小川についても同様のことが言えるので、後で論考したい。

次の「第3節 小学校教育」で、長田は「小学校で施す初歩の教育は種々なる学校教育の中で一番大事な教育である」²⁸⁾と小学校教育の意義を強調している。続いて「三、小学校教育の方法」において、日本の近代教育開始以来継続されてきた三つの教育方法すなわち教授、訓練、養護を挙げている。これは同時に、小学校教育における優先順位を示すものでもある。

まず教授は、小学校教育の中心であり、児童が日本人として成長するための基礎を育成するとともに文化の継承及び創造を目的とするものである。訓練は、前述したように徳性の涵養を旨とするものであるが、具体的に言えば教育勅語が示した内容の実践である。そのために、種々の学校行事や作業を通して訓練の効果を高めることを求めている。特に、小学校の訓練においては「社会的精神の涵養」が重要となる。学校生活そのものが社会的・集団的であるため、学校生活を通して規律や責任、共同性の習得が期待できる。ただし、命令、禁止、賞罰といった方法では教育的ではないとするところは、如何にも長田らしい。

さて本節において、長田が「養護（学校衛生）」と記述している点に注目したい。学校衛生は、学校看護を出発点とし教育現場での児童の健康増進を図ってきた分野である。他方、養護は、明治期以降の近代教育学生成の過程で、体育面の方法論として定着してきた。長田の記述からは、両者がこの時期にすでに結合していたことが理解できる。さらに言えば、長田は若い日に沢柳政太郎から学んだが、前述したように、沢柳は戦前の教育界で学校衛生に触れた数少ない教育者であった。長田が、学校衛生面でも沢柳の影響を受けたであろうことは容易に察せられる。確かに、本節で論説されている養護の語概念は、これまで見てきた幼児期の家庭教育及び幼稚園における養護とは質が異なる。単なる身体面への配慮に留まらず、学校保健としての養護へ変容しているのである。長田によれば、小学校は幼弱の児童が集団生活を送るところであるから、衛生面で特段の注意が必要である。具体的には、施設・設備の衛生上の注意、身体検査、休息時間の確保、栄養や姿勢、体育としての運動の導入等を論説した。そして、学校衛生の役目を果たすのは、学校医、学校歯科医、学校保健婦等の専門職とする。すなわち養護を、専門家もしくはそのチームによる業務へと引き上げて論説したのである。実際、このシリーズ執筆の1年後に、教育職としての養護訓導が誕生するまでになった。

以上、長田の論説をまとめると、彼は教育作用として養護・訓育・教授を挙げ、年少ほど養護を重視した。しかし、家庭教育と幼稚園・小学校のような公教育の場では、同じ発達段階でも優先順位を入れ替えた。例えば幼児期において、家庭教育では養護、訓育の順で登場させたが、幼稚園では訓育が優先課題であるとした。同様に、児童期の家庭教育では訓育を重視したが、小学校教育では教授を優先した。また優先順位ばかりではなく、その質も異なっていた。家庭教育及び幼稚園における養護は、明治期以来教育学の定説と目されてきた身体面の教育方法である。他方、小学校教育における養護については、学校保健分野と融合した考えを述べ専門職による実践を要望した。

3. 小川正道（1908～ ）による養護論

最後に小川正道の養護論を考察する。小川は、執筆当時は奈良女子高等師範学校教授であり同附属幼稚園主事であった。前述の長田が教育学の樹立を旨としたのに対して、小川は教育学の一分野とし

表2 小川正道の「幼稚園の目的に就いて」(上・下)

一、序
二、幼稚園の目的規定の変遷
三、現行目的規定の解釈（以上、第57号）
四、現行目的の批判並改正の方向
五、幼稚園の新体制（以上、59号）

ての幼児教育学の確立を目ざした。そのため、彼の幼児教育論は教育学の理論を基礎に置いた理論的・構造的な特色を持っている。小川と同時代に活躍し、また小川と同じように東京女子高等師範学校教授で同附属幼稚園主事であった倉橋が心理学を基盤にして保育の理想論を展開したのに対して、小川は現実の学校制度の中にある幼稚園の在り方を論じた。小川の子ども観は、社会との関係性に視点を置いた「社会的存在としての子ども」である。教師中心主義でもなく子ども中心主義でもない、社会中心主義であった。社会の一員として、子どもを如何に養育するかが課題であった。その姿勢は戦前・戦後を通して一貫している。そして彼の養護観にも反映されている。

ここでは、『保育』紙上における小川の二つの連載を取り上げるが、両方とも幼稚園に焦点を当てた論説であり、幼稚園の現状を客観的に分析することから始まっている。それだけ、現状への不満や改善の意欲が強かったと推察できる。

最初に「幼稚園の目的に就いて（上・下）」（第57号：1942年1月，第59号：同年3月）を考察する。本シリーズの構成については、表2に示した。本シリーズにおいて小川は、教育新制度が1941年4月から実施されたのを機会に保育の刷新を提唱した。そのために、幼稚園が掲げてきた目的について、創設以来の変遷を辿ることから始めた。その結果、法令が示してきた不動の目的として次の4点を挙げている。

1. 幼児を保育すること
2. 心身を健全に発達せしむること
3. 善良なる性情を涵養すること
4. 家庭教育を補うこと

小川はこれら4点を批判的に検討した。まず上記の1. 2. 3であるが、彼は、これらを幼児の立場に立った人間教育であるとして評価する一方で、方法論と目的論を取り違えていると言う。上記3点は、幼児も国民の一員であることを忘却した抽象的な方法論に過ぎないと断じる。小川によれば、子どもの発達の最終目的は国民の育成であり、上記の「目的」は、社会や国家という視点を欠くというのである。その基底には、彼の持論である「社会的存在である子ども」が見られる。それが上記4の「家庭教育の補足」と連動し、幼稚園保育の一層の強化を訴える。小川によれば、「家庭教育を補う」とは家庭の教育的欠陥を補うことであり、家庭教育を代行することでもあった。近代産業が急速に発展し家族関係は変容した。しかも、戦時下とあって家庭教育が十分に行われているとは言い難い。これを補うのが幼稚園である。このように考える小川にとって、「幼稚園令」が公布された際、3歳未満児保育が限定的であったことや市町村の幼稚園設置義務に関する条項が削除されたことは心外であった。小川は、次のように述べている。

家庭が如何に良くとも幼稚園に於いて保育を受ける必要があると思ふ。なぜならば、幼稚園保育の重要な機能は、幼児の共同生活の指導を行ふことであって、共同生活の訓練は假令家庭の環境が如何に良くとも、家庭に於いては殆ど不可能であるからである²⁹⁾。

上記の理由から、彼は幼稚園が一部の幼児の特権的な教育機関ではなく、すべての幼児に開かれていることを願った。ただし、該当するのは満4歳以上の幼児とするのが小川の考えである。なぜなら、上記のような共同生活を中心とした保育は、4歳以下では無理であるとともに4歳以上は家庭教育では困難である。さらに4歳以下の幼児は家庭教育が基本で、それが不十分な状況にある幼児は厚生省所管の託児所に収容すべきであると述べている。託児所は家庭教育を補い、養護及び簡単な躰が保育の中心となるとのことである³⁰⁾。この考えは、同じく教育学者であった父、小川正行の影響でもあろう。正行もかつて『保育』に執筆しており、教育機関としての幼稚園の充実を主張し国民幼稚園の創設と国民学校への接続を構想した。彼は次のように論じている。

従来の如き伝統的な華美に近い生活、芸術中心的の保育を改善し、後者の従来の安全第一の生活、自然放任の養護を改善して、今後に於いては共に保健第一主義と生活訓練中心の保育を徹底せしめ、幼児をして先づ強健な身体で、澆刺たる元気の所有者たらしめる³¹⁾

正行、正道に共通しているのは、幼稚園年齢以下の幼児は保護事業の対象であって公的な教育事業の対象ではないと理解している点である。換言すると、養護と教育の機能を子どもの年齢で区切り、4歳以上児を教育機関である幼稚園に一律に入園させることによる「幼保一元化」を構想したのである。

小川が次に『保育』紙上でまとめた論説を展開したのは、「幼稚園保育の刷新について（上）（中）（下）」（第67号：1942年11月～第69号：1943年1月）のシリーズである。この内容は表3に示した。

このシリーズは、基本的には前回連載の論説を踏襲しているが、さらに具体的な内容・方法に踏み込んでいる。また、養護を含めて小学校教育との整合性を論じた点にも注目したい。

まず、シリーズの冒頭において、厳しい時局の中で幼稚園だけが別世界にいることに批判を向ける。そして、幼稚園と常設保育所の現状を、保育時間・保育料・設置場所等様々な角度から比較した上で、現状の幼稚園が知識偏重に陥り、社会の要求にも対応せず一般大衆から遊離した存在のままでいると断じる。その上で、小川は持論である幼稚園の二つの任務を再び掲げる。すなわち、家庭教育を補うことと幼児の共同生活を指導することである。このような幼稚園観から小川の考える「養護」も導き出される。それは、長田よりも一層構造的な養護観である。しかし同時に「社会的存在である子ども」を標榜する小川の脆弱性も見て取れる。社会中心主義を強調すると、所与の社会に適応する子どもの育成に留まってしまうのである。次にそれを映し出した箇所を引用する。

国民の基礎的錬成の素地培養を目指して、幼児の共同生活を指導し且つ家庭教育を補ふべき幼稚園保育の内容・方法は、幼児の躰の方面、養護の方面及保育項目実施に関する方面の三方面のことが考えられる。而してそれは大体学校教育に於ける訓練、養護、教授に当たっている。

表3 小川正道の「幼稚園保育の刷新に就いて（上・中・下）」

一、序
二、幼児保育機関の現状並批判
(一) 幼稚園と常設託児所との現状批判
(二) 幼稚園の性格、地位並批判
三、幼稚園保育に於ける指導精神の確立
(一) 目的観の確立
(二) 目的規定の改正（以上、第67号）
四、幼稚園保育に於ける内容・方法の改善
(一) 躰保育の強化
(二) 養護保育の重視
(三) 項目保育の刷新
(四) 国民学校との連絡強化
(五) 家庭及び社会との連絡強化並に其の他の重視事項（以上、第68号）
五、幼稚園制度の改革
(一) 就学前国民教化の一元制
(二) 幼稚園の普及並に義務制
(三) 幼稚園令等の改正
(四) 幼稚園行政監督機関の整備
六、保母養成機関の整備補充及び保母の待遇改善
七、結び（以上、第69号）

然しその中で教授と保育項目の実施とは、必ずしも同様ではないが、そのことに就いては更に後で述べる。それで幼稚園保育の内容・方法はこれを躰保育、養護保育及項目保育の三方向に分かって考えることができる。而してこの三方面は本来渾然一体なるべきものであり、厳密に分割せられるが如きものではなく、かりに保育活動を分析すれば以上の三方向に分けられるという如きものであって、三位一体によって保育目的の達成に集中せられるべきものである。従って幼稚園保育に於いては、躰の時間、養護の時間、項目の時間の如き厳密な区分はあってはならないのであって、幼児の生活を一体として指導錬成し、大東亜共栄圏建設の世界史的大使命を付加するに足る大国民たるの基礎を培養するものでなければならない³²⁾。

上記の引用文が示すように、小川は幼稚園保育の構造を、躰保育・養護保育・項目保育から成るとしている。そしてそれらが、緩やかな区分を保ちながらも三位一体的に指導されることを要望している。ただし三位一体的とはいえ、優先順位は明瞭である。またそれらを、小学校教育の訓練・養護・教授に継続させることも暗示している。特に、幼稚園の養護から小学校の養護への接続は、躰保育・項目保育から小学校の訓練・教授への接続よりも容易であると述べている。以下、順に考察する。

小川はまず、「躰保育の強化」を論じた。これは換言すると訓練であり内実は徳性の涵養である。小川によれば、躰の完全な実施は家族のような血縁関係の中では困難で、幼稚園の共同生活こそ最適な環境である。躰を通して幼児は、日本人としての信念、忍耐、奉仕、勤労愛好といった心情の基礎を培い、その具現である規律・行儀・整理整頓を習得する。彼は躰を、特定の場面や時間に行うので

はなく、幼稚園における日常生活すべてにおいて保育者の模倣や示唆を通して実践すべきものとして
いる³³⁾。また小川は「躰は心身を一つに結ぶ保育作用であって、実に保育の中心根基たらざるべから
ざるもの」³⁴⁾と述べているが、躰が保育全体に浸透し、身体面への作用である養護並びに知的側面へ
の作用である項目保育を統合する機能を果たすことを期待したのであろう。しかし、そればかりでは
ない。躰すなわち徳性の涵養を保育の基本に置くのには別の理由があった。それは彼自身の課題とも
言える国民学校への理論上の接続である。彼は幼稚園における躰を、日本人の心情を培う作用とする
ことによって、国民学校の理念に添わせようとした。そのようにして幼小接続の整合性を持たせたの
である。この方便は、後述するように、項目保育と教授の関係でも使われる。

次に小川は、「養護保育の重視」を論じた。身体面の育成である養護を重視する第1の理由は出征
である。国民が、頑強な身体を幼児期から錬成しておかなければならない逼迫した戦況があったから
である。第2は、彼が繰り返し述べてきた保育の刷新である。幼稚園が知育偏重に陥り、身体
の育成やそのための衛生上の環境に留意してこなかったことへの忠告である。では、彼の言う養護の内実と
はどのようなものか。彼は、養護を保護的側面と鍛錬的側面に分けて論述している。前者は、保護的・
庇護的要素が強く、保育者が行うべき衛生面への配慮を示したものである。当時、「残念ながら度々
伝染病の巣窟だと非難される」³⁵⁾とまで言われていた幼稚園に対して、小川は衛生面の全面的な見直
しを要求した。具体的には、園舎の改善、食事の見直し、運動量の多い遊びの導入、衣服の改善、身
体検査の実施、また薬品、衛生室、休養室等の整備であり、幼稚園が、これらを等閑視してきたこと
を厳しく批判している。その上で、「国民学校児童よりも更に幼弱な幼児に於いては以上の如きこれ
ら保護的養護的施設は一層必要ではあるまいか」³⁶⁾と述べ、幼稚園医やまだ公式の名称にはなかった
幼稚園看護婦及び養護保母の配置を提唱している。つまり、幼稚園における養護の実践に当たって専
門職の導入を訴えた³⁷⁾。前述の長田が、小学校における養護を専門職の業務として捉えていたのに対
して、小川はさらに歩みを進め、幼稚園における専門的な保健衛生の実施を訴えたのである。次に養
護の鍛錬的側面であるが、これは身体面の積極的な鍛錬を指している。例えば、薄着の励行、駆け足
の実施、遠足・郊外保育の導入等であり、子どもの実態を見ながら無理のないように実施することを
提言している。またそれらが、前述の保護的・消極的養護と一体的になされること、さらには家庭と
連携して行うことを要望している。

ところで、養護を保護的・鍛錬的に二分して論じる方法は、小川独自の発想である一方で、従来
の見解を継承したとも言える。それは、教育審議会で活躍した森岡常蔵の著『現今教育学上の諸問
題』³⁸⁾以降の見解でもある。本書において森岡は、養護を、子どもを保護するための作用である消極
的養護と体力を増進するための鍛錬である積極的養護とに分けた。その具体的方途として遊戯、体操、
種々の競技を挙げた。小川の区分とはほぼ同様の内容である。さらに言えば、その源流は湯原元一の『倫
氏教育学』³⁹⁾まで遡ることができる。本書は、日本で初めて養護なる語を使用した書物であるとされ
る。湯原は、本書の中で受動的作用としての養護と能動的作用としての養成という語を使って、森岡
らが言うところの消極的・積極的養護の原初となる語概念を創出した。前述の長田は、消極的・積極
的という二分法を踏襲したが、小川は言葉を換えて保護的・鍛錬的と表現した。いずれにせよ、長田、
小川の養護論からは、近代日本の教育学黎明期の原初的な語概念が命脈を保って受け継がれていたこ

とが分かる。少なくとも1940年代前半においても、長田・小川のような教育学者が近代教育学の源流にある養護概念を踏襲していたことが分かった。

最後に小川は、「項目保育の刷新」を論じているが、これは、当時の保育内容を表わしたいいわゆる保育5項目（遊戯・唱歌・観察・談話・手技）に関する論説である。ここでは、小川の保育項目についての見方に触れ、それによって彼の養護論を考察する一助としたい。

まず小川は、項目保育を先の躰保育、養護保育と並んで保育の三方法の一つとする。しかし従来の幼稚園保育が、保育項目のみを重視してきただけでなく、個々の項目を分断し独立させて小学校の教科のように指導してきたことを批判する。次に小川は、各項目一つずつを取り上げ、それらを刷新する意図で各項目に二つの視点から新たな内容を盛り込ませている。一つは国防や皇国民としての意識の育成である。もう一つは身体諸能力の鍛錬である。前者は躰保育つまり徳性の涵養に通じるものであり、後者は養護面の育成に資する。一例として「唱歌」の項目を挙げよう。「唱歌」では、皇国民としての情操を涵養するような唱歌を導入するとともに、唱歌と聴覚訓練と結びつけた身体機能の向上を提案した。このようにして、知育に偏りがちな保育項目を、徳性の涵養や身体の養護と一体化させようとしたのである。しかし、そればかりではない。上記の二つの視点で各項目に新たな内容を盛り込んだのは幼小の連続性を念頭に置いていたからである。国民学校の教科と幼稚園の保育項目との関連づけをどうするのか、幼稚園不要論さえまだ根強くあった時代に、これを解消しなければ幼稚園の存続にも影響する。小川は、躰と訓練の関係と同様に、保育項目と教授の関係に腐心した。彼は次のように逡巡する。

国民学校の教科及び科目の設定に当たっては、それが国民学校教育の目的から演繹されたと同様に幼稚園保育の目的から、即ち我が国のあの年齢層の幼児として必須なる資質は一体何であるか⁴⁰

それを解消しようとした方略が上記の二つの視点であったと言えよう。そうすることによって、理論上は養護・躰・項目保育が三位一体的に統合されることになる。また、幼小の連続性も保持できる。しかし、そのためには幼児に皇国民としての意識を持たせる等、戦時色を色濃く反映した内容を取り入れざるを得なかった。小川の幼小連続性の構想については図1に模式図を示した。

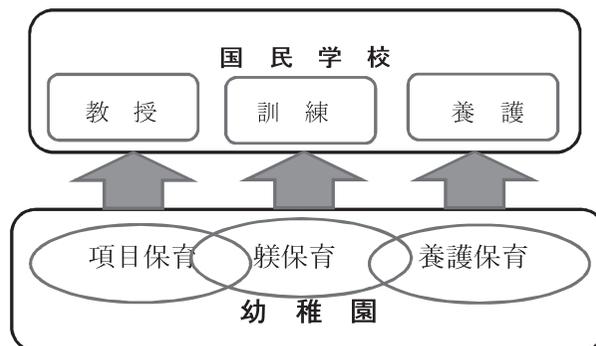


図1 小川の構想による幼稚園保育と国民学校の関係

その他、連携を実現するために保育者が小学校低学年の教育内容を研究すること、国民学校訓導と保育者が交流会や相互の参観の機会を持つこと、幼稚園保育と国民学校低学年が一連となる教育内容を工夫する等を述べているが、まさに現在の幼小連携にも共通する提言である。

IV. 考 察

以上、保育における養護について、1930年代後半から40年代前半の保育の動向と関連させながら論考した。論考の対象は、1937年創刊の雑誌『保育』における養護に関する3名の記事であった。執筆者と執筆時期は、安間が1938年、長田が1938年～1939年、小川が1942年～1943年で、これによって終戦前の保育における養護観の一端を理解することができた。

3人の執筆者は、それぞれの立場を反映した養護論を展開した。最初の安間は、欧米を視察して得た最新の保健衛生の知識を基礎に、また、身体保育への関心の高まりを背景に執筆した。安間の記事に特徴的に見られたのは、身体の強調であった。身体面への傾注は、戦時色の濃い当時において時宜に適ってもいた。安間は、幼児期を生涯の健康の基礎を形成する時期として捉え、身体面の保育の重要性を率直に訴えた。身体保育の一部分として養護を捉えたが、養護そのものについて詳細に論説することはなかった。また、海外の視察で得た学校保健、幼稚園衛生に関連する具体的な知識や実践方法を紹介することに尽力したのだが、保育内容と関連づけた論考には至らなかった。安間の執筆は、朝原梅一が保育史上初めて保育における養護について論考してから2年後のことである。朝原の養護論は、身体面の清潔や安全を中心に述べながらも、それが如何に幼児の心身の発達に影響するのかを論考した。彼が、当時一般的であった「保護」という語を使わず、あえて「養護」としたのもそのためであろう。保育者の養護的な関わりが、子どもの自立や自信に繋がることを期待したのであった。その点からすれば、安間が養護を身体に限定して使用していることが目立つ。「身体養護」なる熟語がそれを物語っている。朝原のような広がりがない。しかし、明確に限定して使用するのには、養護の語を保育関係者に分かりやすく定着させていくための方略だったのではないか。教育学分野では方法論の定説としてすでに定着していた語であるが、保育分野では朝原の著書があったにせよ、まだこれからであった。そこに戦時体制の確立と身体保育の重視という状況で注目度が増した。雑誌『保育』はその一翼を担った。安間はその先陣の役割として、養護を複雑に語ることをせず身体に結びつけることだけに集中したと言える。

次に長田の養護観であるが、彼は養護の語を単独で用いており、安間のように身体と固着させた表現はなかった。それだけ養護への理解と語の普及が進んでいたためとも理解できる。長田は、長期のシリーズ「母のための教育学」で家庭教育を中心に語ったが、幼稚園・小学校教育にも触れた。そのため、図らずも家庭教育、幼稚園及び小学校それぞれにおける養護概念が異なっていることが分かった。家庭教育においては、明治期の教育学に導入され森岡常蔵ら教育学者によって定着した養護概念が使われている。これは幼稚園保育を論じる時でも同様であった。すなわち、身体・体育の方法論である養護として論説された。他方、小学校教育における養護を論説する時は、学校看護の系譜から発展した保健衛生の知見が反映されていた。このように、長田の記事の中で養護は二重の意味を持って

使い分けがなされていた。家庭教育のような私教育の場であるとともに幼児期を対象としている場合は、一人一人の幼児の身体に関する作用としての旧来の養護観を使い、公教育の場である小学校においては保健衛生環境の整備としての養護を想定した内容であった。家庭教育を補う立場である幼稚園は前者であった。このように、長田は教育の場と対象の年齢によって養護の質を使い分けたのである。この点について、長田自身はどのように意識し考えていたのだろうか、あるいは意識しなかったのだろうか、今回明らかにすることはできなかった。

さて長田は、養護そのものについては、その内容・方法を「消極的・積極的」に分けて論述しているが、これは長田独自の考えではなく、森岡の『現今教育学の諸問題』以降、教育学における養護が慣例としてきた区分である。この点については前述したが、森岡が行った区分が長田の養護論にも継承されていたことが分かった。さらに長田は、幼稚園保育全体を改善する機能を持つものとして養護を活用した。当時の幼稚園は、社会から十分認められたとは言えない状況にあり小学校の準備教育を行って幼稚園の存在意義を示した園も多かった。幼稚園保育全体に知育偏重の傾向があり、それが幼児の心身に負担を強いているとして教育審議会報告をはじめ関係者からしばしば報告されていた。これを是正するために養護が利用されたと言える。すなわち、身体の養護が如何に重要なかを説き幼稚園を知育偏重から解放しようとしたのである。これが保育における養護のもう一つの役割であった。この点については次に考察する小川も同様なばかりか、長田以上に力説している。

小川の養護観は、3名の執筆の中では最も構造的であった。小川のシリーズは、幼稚園保育に集中した論説であったため、長田のような養護の質の二重構造は見られず一貫性が保たれた。執筆が1940年代に入ったこともあってか、小川は養護の語を単独で、しかも「身体の養護」といった説明なしで使用した。教育学の一部としての幼児教育学の確立を目指していた小川は、教育学の定説であった教授・訓練・養護をそのまま彼の幼児教育論に活用した。具体的な内容・方法は当然ながら幼児期に相応しいものに改善して紹介しているが、小学校教育との接続が見えやすいように腐心した結果であった。

その中で、小川は養護を幼稚園保育刷新の切り札として捉えている。これは長田と共通する点でもあるが、知育偏重の保育を幼稚園本来の目的に引き戻そうとしたのであった。ただし、養護の方法・内容は長田よりも先進的であった。長田が、幼児期の子どもについては教育学の定説としての「身体の養護」を強調していたのに対して、小川はどちらかと言えば学校保健に近い概念での養護を構想した。すなわち、幼稚園看護婦もしくは養護保母の配置といった専門職による実施を要望するなど、小学校に伍した養護の在り方を要望した。

以上3名は、教育学の一分野として定着していた養護が近代的な学校保健衛生へ移行していく時代に執筆したのであったが、その新しい知見を、どのようなかたちでどの程度受容したかによって3名の養護論が異なると言える。安間は、学校衛生・幼稚園衛生に関する新しい知識を積極的に受け入れ、それを養護の基礎として紹介したが養護そのものの説明が不十分であったとともに、従来の保育との関係性が不明確であった。次に長田は、小学校教育においては学校衛生の知見を受容したが、幼児期の保育については教育学の定説であった養護観を継承した。最後に小川は、学校衛生・幼稚園衛生の新しい知見を全面的に導入することを提言した。そうすることによって養護の刷新を図ると同時

に、保育自体の刷新を図ろうとした。また、幼小の連続性や保育内容の統合性を理論的に推し進めようとした。ただしそれと引き換えに、戦時色を色濃く反映した保育論にならざるを得なかった。皇国民の育成という大前提があってこそ可能な構想であった。また、対象を4歳以上に限定した論説であったことも課題として残った。

他方、1935年に朝原梅一が提起した養護観、すなわち保育の基盤としての養護であり身体のみならず幼児の生活の基盤としての養護観を、3名の論説から直接見出すことはできなかった。それが3名の関心の在り方によるものなのか、あるいは朝原が幼・保双方を視野に入れていたのと違い3名が幼稚園を念頭に置いていたからなのかは今後の課題としたい。3名の中では小川が養護保育・躰保育・項目保育を一体的に捉えようと構想したとことは注目に値するが、養護を基本にしていた朝原とは異なり、躰すなわち訓育を基本にした養護論であった。

V. 結 論

1930年代後半から1940年代前半の保育における養護論を考察した結果、二つの側面からこの時代に養護が注目されたことが分かった。一つは時局の要請であった。戦時色が濃くなっていく過程で、国は国民の壮健な身体を育成する必要があるがあった。二つ目は幼稚園保育の刷新であった。身体の養護を重視することによって、知育偏重に陥っていた幼稚園保育を改善しようとする意図があった。長田や小川ら教育学者は、時局の要請を幼稚園保育改善の機会と捉えた。この二つが合流した結果、身体保育なり養護に注目が集まった。以上が養護観を取り巻く外的な状況であった。養護観そのものについて言えば、教育学の伝統的な養護観と学校保健としての養護観が保育の分野で混在している状況が明らかになった。

註

- 1) 倉橋惣三1947, 「学校教育法における幼稚園」日本幼稚園協会『幼児の教育』第46巻第5号, p. 28
- 2) 同上, p. 29
- 3) 同上
- 4) 野澤正子1975, 「倉橋惣三と児童保護論」大阪府立大学『社会問題研究』第25巻, pp. 125-142
- 5) 鯨岡峻2010, 『保育・主体として育てる試み』ミネルヴァ書房, p. 8
- 6) 一例を挙げると次の文献がある。日本の保育を考える京都の会編1988, 『心の養護』社会福祉法人日本保育協会,
- 7) 山内紀幸2014, 『子ども・子育て支援新制度』がもたらす『保育』概念の崩壊』日本教育学会『教育学研究』第81号第4巻, pp. 26-39
- 8) 朝原梅一1935, 『幼稚園・託児所保育の実際』東京・三友社, p. 214
- 9) 田中まさ子2015, 「保育方法としての養護—1930年代の保育論を手がかりに—」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第47集, pp. 61-78
- 10) 岡田正章, 宍戸健夫, 水野浩志編著1971, 『保育に生きた人々』風媒社, p. 323
- 11) これに関しては次の論文が詳しい。土井洋一, 板原和子1996, 「植物学者西村真琴の思想と実践その(1): 戦

保育における養護

- 時下の保育・社会事業活動を中心に」大阪府立大学『社会問題研究』, 第46(1), pp. 21-53
- 12) 日本文化協会1939, 『日本文化 第33冊 教育審議会資料』日本文化協会, p. 47
 - 13) 同上, p. 34
 - 14) 笠原道夫1937, 「園児の保健について」全日本保育連盟『保育』第2号, pp. 14-15
 - 15) 西村真琴1938, 「巻頭言」全日本保育連盟『保育』第11号,
 - 16) 安間交観1938, 「身体保育を語る」全日本保育連盟『保育』第11号, p. 59
 - 17) 同上
 - 18) 同上
 - 19) 同上, p. 60
 - 20) 安間公観1934『幼児身体保育の実際』同文館, p. 2で原典を Health Supersersion of Kindergarten Childrenと記述しているが, Supervisionの誤植と思われる
 - 21) 瀧澤利行, 七木田文彦, 竹下知美2015, 『雑誌養護の時代と世界』大空社, p. 96
 - 22) 長田新1939, 「母のための教育学5」全日本保育連盟『保育』第21号, p. 104
 - 23) 長田新1939, 「母のための教育学7」全日本保育連盟『保育』第24号, p. 3
 - 24) 同上
 - 25) 同上, p. 8
 - 26) 同上, p. 9
 - 27) 長田新1939, 「母のための教育学8」全日本保育連盟『保育』第25号, p. 2-13
 - 28) 同上, p. 9
 - 29) 小川正道1942, 「幼稚園の目的に就いて(下)」全日本保育連盟『保育』第59号, p. 42
 - 30) 同上, p. 43
 - 31) 小川正行1941, 「教育問題としての保育事業」全日本保育連盟『保育』第46号, p. 9
 - 32) 小川正道1942, 「幼稚園保育の刷新に就いて(中)」全日本保育連盟『保育』第68号, p. 11
 - 33) 同上, pp. 12-13
 - 34) 同上, p. 13
 - 35) 同上, p. 14
 - 36) 同上, p. 15
 - 37) 法令上では「学校看護婦ニ関スル件」(文部省訓令第21号 1929年)で, 幼稚園・小学校における学校看護婦の位置づけや職務内容(養護)は公布されている
 - 38) 森岡常蔵1915, 『現今教育学上の諸問題』教育新潮研究会,
 - 39) 湯原元一1893, 『倫氏教育学』金港堂書籍会社, 本書の原本は, Allgemeine Erziehungslshere von Dr. G. Lindner siebende Verbelferte Auflage. Neubearbeitet von Dr. G. Frohlich Leipzig und Wien, 1893
 - 40) 小川正道1942, 「幼稚園保育の刷新に就いて(中)」全日本保育連盟『保育』, 第68号, p. 18